

新型コロナウイルス感染症に関する大切なお知らせ

12月1日から発熱などの症状がある場合の受診方法が変わりました。

発熱等の症状は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方で認められ、その症状からどちらの疑いがあるか見分けが付きません。そのため、両方をセットで診療・検査できるように、今冬のインフルエンザ流行に備えて、医療機関の受診方法が変わります。

★かかりつけ医がいる方

まずは、かかりつけ医等に電話相談

★かかりつけ医がない方

県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）

TEL 0120-123-801

フリーダイヤル・24時間受付（土日祝日含む）

★新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある方

受診・相談センター（上十三保健所）

TEL 0176-22-3510